

指定特定相談支援 ・ 指定障害児相談支援

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称	合同会社ラボリ
法人の所在地	埼玉県坂戸市薬師町27番地9La ショパーズ・シティー
法人の電話番号	049-299-4048
法人のFAX番号	049-299-4049
法人の代表者	代表社員 太田悠史
法人の設立年月日	平成26年2月10日
法人の目的と主な事業	本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 障害福祉サービス事業の経営 (ロ) 障害児通所支援事業の経営 (ハ) 特定相談支援事業の経営 (ニ) 障害児相談支援事業の経営 (ホ) 前各号に付帯関連する一切の事業 (平成29年2月1日変更 平成29年2月2日登記)

2. 事業所の概要

事業所の種類 (事業所番号)	指定特定相談支援事業所 (1136000401) 指定障害児相談支援事業所 (1176000147)
事業所の名称	相談支援事業所 ラボリ
事業所の所在地	埼玉県坂戸市末広町 8 - 1 6 協和第 3 ビル
事業所の電話番号	0 4 9 - 2 9 8 - 8 4 0 2
事業所の開設年月日	平成 3 0 年 2 月 1 6 日
事業の目的・運営方針	1. 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定地域相談支援を利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うよう努めます。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めます。 3. 自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 関係法令等を遵守します。

3. 事業所の職員体制（令和 6 年 2 月 16 日現在）

職種 (職務内容)	人数	勤務形態	資格
管理者 (事業管理責任者)	1 人	兼務	精神保健福祉士
相談支援専門員・相談員 (計画相談支援および基本 相談支援の提供を行う)	1 人以上	兼務または専従	精神保健福祉士等
事務員	1 人	専従	

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
受付時間	月曜日から金曜日 9時00分～17時30分
サービス提供時間帯	同上

5. 通常の事業の実施地域

坂戸市全域

6. 主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者

7. サービス等利用計画作成の提供方法及び内容

- (1) 相談・申し込み
- (2) 相談支援専門員が面接をして、サービス利用の希望を聴き、相談にのります。重要事項説明書と契約書の説明をして、署名、捺印にて契約開始となります。
- (3) サービス等利用計画の原案を作成します。
- (4) 原案の承認をいただき、サービス等利用計画案を交付いたします。
- (5) 居住する市区町村へサービス等利用計画案を提出していただきます（本事業所からの提出代行も可能です）。
- (6) 居住する市区町村がサービス支給決定をおこない、サービス等利用計画に基づいた各種サービスが開始されます。

なお、基本相談支援については、利用契約なしで提供いたします。

8. 利用料金

計画相談支援 利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して計画相談支援を提供した際には、その実費をいただく場合があります。その場合、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意をいただきます。 なお、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付いたします。 ※ 公共交通機関を使用した場合・・・公共交通機関の定める運賃 ※ 事業所の自動車を使用した場合・・・事業所から訪問先まで1 kmにつき20円
その他の費用	上記の他に実費をご負担いただく場合は、別途、前もって説明を行い、利用者の同意をいただきます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 武藤 真紀
-------------	-----------

②虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市町村に通報します。

③成年後見制度の利用を支援します。

④苦情解決体制を整備しています。

⑤従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代理店：ライフサポート）
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険（賠償責任保険・介護保険事業者・社会福祉施設特別約款）

1 1. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員 武藤 真紀
苦情解決責任者	代表社員 太田 悠史
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
受付時間	月曜日から金曜日 9時00分～17時30分
電話番号	049-298-8402

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みをおこなっています。

合同会社ラボリでは、第3者委員会を設置しています。上記相談窓口連絡しても、サービス等が改善されない場合は、この第3者委員会に改善要求をすることができます。
第3者委員に改善要求したい時には、上記の窓口担当者にお申し付けください。

苦情解決委員会 第3者委員	新井 明彦（特定非営利活動法人あゆみ福祉会 代表理事）
電話番号	090-2325-4116

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は埼玉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【坂戸市 障害者福祉課】※坂戸市外の行政区の方は、当該地区の福祉課

所在地	埼玉県坂戸市千代田 1-1-1
受付時間	8時30分～17時15分（土・日・祝日は除く）
電話番号	049-283-1331（代表）

【埼玉県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務局】

所在地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階
受付時間	9時～16時（土・日・祝日・年末年始は除く）
相談専用電話番号	048-822-1243
FAX番号	048-822-1406

12. サービスの提供の記録

- (1) 事業者は、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、契約終了後5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者の窓口業務時間（月曜日から金曜日 9時00分～17時30分）に当該利用者に関する1項の諸記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、実費を負担して当該利用者に関する1項の諸記録の複写物の交付を受けられます。

令和 年 月 日

指定計画相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 坂戸市薬師町 2 7 - 9
(名 称) 合同会社 ラボリ
(代表者) 代表社員 太田悠史 印

説明者

(事業所) 相談支援事業所 ラボリ
(職氏名) 相談支援専門員 武藤真紀 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から計画相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)
(氏名) 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)
(氏名) 印
(続柄)